

商工情報あらかると

令和3年度 第3号 2021/12/27

小国町商工会

トピックス



- ・きらきらお買物券販売事業 P.1
- ・全国商工会連合会会長表彰等 P.1
- ・インボイス制度対応セミナー P.2
- ・コロナ施策関連 P.3
- ・年末調整・確定申告 P.4

- ・無料税務相談 P.4
- ・無料労務相談会 P.4
- ・商工会青年部活動 P.5
- ・商工会女性部活動 P.5
- ・商工会の共済 P.6

きらきらお買物券販売事業（コロナ経済対策）

小国町商工会では、昨年度に引き続きコロナ影響に対する経済対策として、きらきらお買物券販売事業に取り組み、プレミアム率20%を加えた総額4,800万円分を完売いたしました。

今回は、コロナ感染防止に努める観点から応募方式を採用し、9月～10月にわたる申込受付の結果、応募総数は889件にのぼり、うち当選した購入者は883件となりました。

取扱加盟店は、101店舗に登録いただいております、令和4年1月31日を利用期限としています。

商工会では、取扱店の販売促進を支援する目的で共同販促チラシの掲載を募集したところ、28店舗の申込みがあり、購入者に対して特典サービス付きのチラシを配付しました。

12月6日現在の利用状況は、右記のとおりです。

きらきらお買物券利用状況（業種別）

業種		合計	当年比率	前年比率
1 食料品	食料品、酒類、菓子	10,648,000	39.4%	37.2%
2 衣料品	衣料品、靴、貴金属	810,000	3.0%	2.1%
3 身の回り品	薬局、化粧品、眼鏡	432,000	1.6%	2.9%
4 家庭用品	家電製品、金物、肥料	217,000	0.8%	6.6%
5 文化用品	文具用品、生花、DPE	141,000	0.5%	1.1%
6 飲食	飲食店、旅館	570,000	2.1%	1.0%
7 サービス	燃料、自動車整備、理容美容、エステ	14,205,000	52.6%	49.1%
合計		27,023,000	100.0%	100.0%

全国商工会連合会会長表彰並びに山形県商工会連合会会長表彰

全国商工会連合会会長表彰の役員功労者表彰に、商工会の運営及び経営改善普及事業の推進に貢献され地域の振興発展に寄与した功績が認められた2名の方が受賞されました。

また、山形県商工会連合会会長表彰の役員功労者表彰には、地域商工業の総合的発展と商工会組織の強化に尽力した功績が認められた6名の方が受賞されました。

誠にありがとうございます。

全国商工会連合会会長表彰

鈴木正昭様	荒川興業株式会社
木下三千男様	有限会社キノシタ

山形県商工会連合会会長表彰

川上直人様	有限会社オレンジ
中原久平様	中原企画設計
阿部秀勝様	株式会社小国自動車整備工場
猪野貴裕様	猪野電気工事株式会社
今与志裕様	舘商店
高橋清人様	株式会社高橋工務店



インボイス制度対応セミナーの開催

令和3年12月8日（水）、商工会研修室において消費税の基本とインボイス制度に関するセミナーを開催し、10名の事業者を受講いただきました。

- テーマ：令和5年10月より始まるインボイス制度
～対応しないと取引停止の恐れがあります～
□講師：税理士法人トリプルウィン顧問 星 叡氏



インボイス制度に対応しないと取引停止の恐れがあるという心配が現実的に起こり得ることから、放置できない問題と捉えております。

今後も継続的なセミナーを企画し制度普及に努めるとともに、事業者の個別相談に対応して参りますので、お気軽に商工会の相談窓口をご利用ください。

インボイス制度の概要

令和5年10月1日から「適格請求書保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができ、令和3年10月1日から令和5年3月31日までに登録申請手続きを行なう必要があります。

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

・売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

・買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要となります。

（※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに明記が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

インボイス（適格請求書）とは

・売手が買手に対して、正確な適正税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

請求書		△△商事(株)
⑥ (株)〇〇御中	登録番号 T012345...	①
11月分 131,200円	××年11月30日	
②	③	
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000
11/1	豚肉 ※	10,000
11/2	タオルセット	2,000
	...	③
合計 120,000円	消費税 11,200円	
④ 8%対象 40,000円	消費税 3,200円	⑤
10%対象 80,000円	消費税 8,000円	
	※ 軽減税率対象	③

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分した合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適正税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



コロナ施策関連

商工会では次の制度も含め新型コロナ関連等の様々なご相談に対応しております。お気軽にご相談ください。

山形県新型コロナ対策認証制度

山形県は、令和3年4月26日から飲食店等が取り組む感染対策を認証する制度を創設しています。実際に対策を確認し、県が作成した認証基準を満たした施設に認証ステッカーを交付しています。

対 象 者	飲食店や飲食部門をもつ宿泊施設など感染症対策に取り組む事業者
問 合 先	山形県新型コロナ対策認証事務局 Tel : 0570-023-009
【参考】山形県プレミアムクーポン事業（第2弾）は、認証店を対象に展開されています。	
山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型） 令和4年3月11日締切	
対 象 者	上記「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得に向けた施設確認において、県から助言を受けた事項を改善するために必要な設備投資を行った事業者の方です。
補 助 額	<飲食店>（持ち帰り・配達飲食サービス業は対象外） 常時使用する従業員の数が5名以下 10万円以内 常時使用する従業員の数が6名以上 20万円以内 <宿泊業> 常時使用する従業員の数が20名以下 20万円以内 常時使用する従業員の数が21名以上 40万円以内
対象経費	認証取得のための施設確認において県から助言を受けた事項を改善し、認証取得するために導入した設備投資等に要する経費が対象です。
問 合 先	山形県産業労働部中小企業・創業支援課 Tel.023-630-2393

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が直面する制度変更等に対応するため、経営計画を作成しそれらに基づいて行う販路開拓の取組等の経費の一部が補助されます。

対 象 者	小規模事業者
<一般型>	第7回申請締切：2月4日
補 助 額	対象経費の2/3以内 （補助額上限50万円）
<低感染リスク型ビジネス枠>	第5回申請締切：1月12日／第6回申請締切3月9日
補 助 額	対象経費の3/4以内 （補助額上限100万円）

雇用調整助成金（コロナ特例）

令和3年12月分まで延長

「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るため、「労使間の協定」に基づき「雇用調整（休業）」を実施する事業者に対し、休業手当などの一部が助成されます。

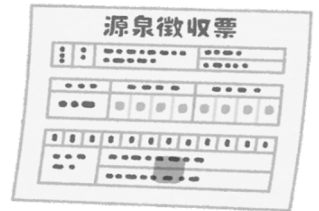
また、令和3年5月1日から11月30日を支給対象期間とする雇用調整助成金の支給が決定した休業については、山形県から別途対象経費の1/20が上乗せされます。

問 合 先	雇用調整助成金コールセンター Tel.0120-60-3999 9：00～19：00（土日・祝日含む全日） 山形県雇用調整助成金コールセンター Tel.0120-123-235 9：00～17：00（土日・祝日除く）
-------	---

年末調整・確定申告

納期特例者の納期期限は令和4年1月20日(木)です

事業主は、専従者や従業員の給与等の年末調整を行なう必要があり、納期期限までに源泉徴収票の作成とともに給与等から天引きしている源泉税を納付しなければなりません。商工会では、年末調整に関する個別相談に応じておりますのでご利用ください。



※納付額が無い場合でも納付書を税務署に提出しなくてはなりませんので、お忘れなく！！

確定申告には便利なマイナンバーカード方式がおすすめです

今年の確定申告期日は令和4年3月15日(火)です。

昨年から青色申告控除が変更となり、青色申告特別控除 65 万円を受ける場合には、電子申告などが新たな要件となっています。

※マイナンバーカード方式とは、IC カードリーダ等を利用して電子申告できる便利な方法です。

無料税務相談

東北税理士会長井支部の派遣税理士による「無料税務相談会」を行います。
下記相談日程を予定しておりますので、各種税務相談にご利用ください。

開催日時：令和4年2月24日(木) 10:00~15:00

令和4年3月9日(水) 10:00~12:00

開催場所：小国町商工会指導室



※申込受付等の詳細は2月上旬頃にパンフレットでご案内します。

無料労務相談会

働き方改革関連法の改正やコロナ影響を受けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、商工会内にワンストップ相談所を開設しています。

社会保険労務士が「無料」で労務に関する相談に応じ、労使協定や就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、各種助成金活用などのアドバイスを行います。

申込み及びお問合せは、商工会で随時受け付けております。

【相談日】毎月第2火曜日(10:00~15:00)

実施月	1月	2月	3月
実施日	11日(火)	8日(火)	8日(火)

商工会青年部活動



「絆 感謝運動」の実施

毎年、商工会の日(6月10日)に合わせて全国商工会青年部連合会統一「絆感謝運動」として地域貢献活動を実施していますが、今年はコロナウイルス感染症拡大防止の観点から時期を調整し、11月22日(月)に「道の駅白い森おぐに駐車場」の清掃活動を行いました。

商工会女性部活動

研修事業の開催

11月9日、女性部活動を地域の方へも知っていたく機会として一般参加者も募り、アスモ多目的ホールでヨガ教室を開催しました。おぐに白い森(株) 営業企画主任の村上小百合氏を講師に迎え、コロナ禍の巣ごもり状態で堅くなっている身体のコリをほぐし、心と身体のリフレッシュを図りました。家庭でも出来る身体のケア方法を教えていただき、あっという間の1時間で有意義な研修会となりました。



おめでとうございます

令和3年11月2日、「山形県商工会青年部・女性部連合会設立55周年記念の集い」において、商工会女性部員として積極的に事業に取り組まれ女性部及び商工会の発展に寄与されたお二人に感謝状が贈呈されました。誠におめでとうございます。

穴沢みわ子 様 ハイコー株式会社(右)
鈴木恵子 様 荒川興業株式会社(左)



(写真撮影のためマスクを外しております)

商工会青年部・女性部に加入し
一緒に活動しませんか！

商工会青年部及び女性部は、商工業に携わる仲間と親睦を深めながら、地域振興や福祉活動を行っています。
ご加入に関しては、商工会又は青年部員、女性部員に気軽にお声がけください！

商工会の共済

あなたの企業を伸ばしご家族を守る商工会の共済

商工貯蓄共済

貯蓄・融資・生命保険
商工貯蓄共済は3つの特典



会員事業所のみなさまへ
小国町商工会
しゃくなげ福祉共済制度

災害保障特付 福祉団体定期保険
+小国町商工会独自の給付制度(見舞金制度)

ご留意ください 小国町商工会独自の見舞金等の給付制度と同商工会がアクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険*を組み合わせた保障プラン名称がしゃくなげ福祉共済制度です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

ご加入のおすすめ

- 福利厚生制度にご活用いただけます
- 商工会独自の給付制度も!
- 毎年収支計算し剰余金があれば配当金も!
- 1年更新で医師の診査なし
- 業務上・業務外を問わず24時間保障



商工会会員限定

大切なご家族をお守りする保障
商工会の福祉共済 **「生命」保障**

けがの補償 病気の補償 がんの補償
プラス に加えて...

大きな死亡保障 **生命の保障が新登場!**

割安な掛金 で更に!! 配当 が受け取れます!



人も、会社も、もっと元気に!

中退共済制度

CHU TAI KYO
小企業退職金共済制度

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ
中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211



小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

他にもこんな特徴があります。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

掛金月額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

＝地域と共に歩む小国町商工会＝

〒999-1351 山形県西置賜郡小国町大字小国町 163 (白い森ショッピングセンターアスモ 3 階)

電話 : 0238-62-4146

FAX : 0238-62-4156

IP 電話 : 050-3801-4237

Email : oguni@shokokai-yamagata.or.jp

ホームページ : <http://oguni-shokokai.jp/>